

定 款

公益財団法人 自転車駐車場整備センター

平成25年4月1日施行

平成26年4月1日一部変更（第10条関係ほか）

公益財団法人 自転車駐車場整備センター定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人自転車駐車場整備センターと称する。

2 この法人の英文名は、Bicycle Parking Facilities Provision Foundation と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の議決によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 この法人は、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自転車等」という。）の利用者の利便の増進並びに道路交通の安全と円滑化を図るため、自転車等駐車場の整備に関する事業等を行い、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自転車等駐車場の設置及び管理
- (2) 自転車等駐車施設の貸与及び譲渡
- (3) 自転車等駐車場改善に関する研究及び指導
- (4) 自転車等駐車需要に関する調査研究
- (5) 自転車等駐車場整備推進のための広報活動
- (6) 地方公共団体等の委託に基づく、自転車等駐車場の設置及び管理

(7) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に規定する事業を行う活動区域は、本邦及び海外とする。

(公告方法)

第 5 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 2 章 財産及び会計

(財産の種別)

第 6 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会においてその他の財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持管理及び処分)

第 7 条 理事長は、基本財産の適正な維持管理に努める。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき若しくは基本財産から除外しようとするとき、又は担保に提供しようとするときは、あらかじめ、理事会及び評議員会において、議決に加わることができる理事及び評議員の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。

(財産の管理及び運用)

第 8 条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達の見込みを記載した書類及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項に規定する書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 理事長は、第1項に規定する書類を毎事業年度開始の日の前日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧

覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 理事長は、毎事業年度の経過後3箇月以内に、財産目録等（財産目録、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書等）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 この法人は、法令で定めるところにより、定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金の借入れ等)

第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分する場合又は譲り受ける場合にあっても、前項と同様の手続を経なければならない。

(会計の原則)

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第3章 評 議 員

(定 数)

第15条 この法人に、評議員10名以上15名以内を置く。

(選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者

又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)
又は業務を執行する社員である者

二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の
議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条
第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立され
た法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受
けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、
かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事若しくは監事又は使用人を兼ねることができ
ない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等
を添え、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない

（任 期）

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終
のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期
は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 第15条において定めた評議員の定数が欠けた場合には、任期の満了又
は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するま
で、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第18条 評議員に対して、1日当たり20,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、日当として支給する。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができ

第4章 評議員会

(評議員会の構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 事業計画書、収支予算書、資金調達の見込みを記載した書類及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (6) 貸借対照表、正味財産増減計算書、これらの附属明細書及び財産目録の承認
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分及び除外の承認
- (9) 合併又は事業の全部の譲渡の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招 集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第23条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって通知を發しなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知の發出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を發することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の経手を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議 長)

第24条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の互選により定める。

(定 足 数)

第25条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決 議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 役員等の損害賠償責任の一部免除

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分、除外又は担保の提供の承認

(5) 前各号に定めるもののほか、法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に決議しなければならない。

(評議員会の決議等の省略)

第27条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 理事が評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議 事 録)

第28条 評議員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び議事録の作成に係る職務を行った者がこれに記名押印しなければならない。

- 2 前項の議事録は、評議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第5章 役員

(役員の種類及び定数)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

4 監事は、前各項に定めるもののほか監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の終了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第29条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第35条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第36条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べ、理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。

4 顧問には、理事会の決議により報酬等を支給することができる。

第6章 理 事 会

(理事会の構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回招集する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集するとき。
- (4) 法令に基づき監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

3 前条第3項第3号の規定による場合は理事が、同条同項第4号後段の規定による場合は、監事が、理事会を招集する。

4 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定に該当する場合は、その請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して

通知しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく理事会を開催することができる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款で別段の定めがある場合をのぞき、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議等の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

2 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

3 前項の規定は、第31条第4項に規定する報告については、適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに記名押印しなければならない。

2 前項の議事録は、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第16条についても適用する。

(合併等)

第45条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併及び事業の全部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第47条 この法人は、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 補 則

(委 任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記の日を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、山本 正堯とする。

附 則

この定款の変更は、平成26年4月1日から施行する。